

# 定 款



*Planning Consultants Association Of Japan*

一般社団法人 都市計画コンサルタント協会

〒102 -0093 東京都千代田区平河町 2-12-18

電話 (03)3261-6058 FAX (03)3261-5082

E-mail :[info@toshicon.or.jp](mailto:info@toshicon.or.jp)

U R L :<http://toshicon.or.jp>

# 一般社団法人 都市計画コンサルタント協会定款

平成 25 年 4 月 1 日制定

令和 4 年 5 月 30 日改定

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人都市計画コンサルタント協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、都市計画コンサルタントの職能の確立及び技術力の向上を通じて都市計画コンサルタント業の健全な発展を図り、もって都市計画の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 都市計画に関する調査・研究及び提言
- (2) 都市計画コンサルタント業務に関する調査・研究及び提言
- (3) 都市計画コンサルタント技術者に関する情報提供

及び都市計画コンサルタント業務に関する指導、  
相談

- (4) 都市計画並びに都市計画コンサルタント業に関する情報の発言及び普及・啓発
- (5) 講演会、講習会、研修会、見学会等の開催を含む  
CPD（継続教育）の推進
- (6) 都市計画コンサルタント業務に関する印刷物等の  
刊行及び頒布
- (7) 都市計画実務専門家の認定、登録
- (8) 都市計画に関する国際交流・国際協力
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本及び海外で行うものとする。

### 第3章 会 員

(構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 都市計画及び地方計画に関するコンサルタント業務を営み、建設コンサルタント登録規程（平成19年3月28日国土交通省告示第402号）に基づく建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）をしている法人
- (2) 準会員 都市計画及び地方計画に関するコンサルタント業務又はこれと密接な関係を

有する専門業務を営む法人又は個人

(3) 特別会員 学識経験者で、総会において推薦された者

(4) 賛助会員 この法人の目的及び事業を賛助し、又は後援する法人、個人及び団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に規定する社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員（特別会員を除く。以下同じ。）になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 正会員、準会員、賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（退 会）

第8条 会員が退会しようとするときは、会長に退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

（除 名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって除名することができる。この場合においては、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の会員として、この定款その他の規則に

違反したとき

(2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、前2条のほか、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行せず、理事会の決議により退会したものとされたとき

(2) すべての正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は会員である団体及び法人が解散したとき

2 正会員は、建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）を削除されたときは、正会員としての資格を失う。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 総 会

(構成)

第12条 この法人の総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、通常総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する時は、総会の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、開会の日から10日前までに書面で会員に通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち議長の指名する2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上18名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事を含む10名以内の理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。



- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準により算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第28条 この法人に任意の機関として顧問を10名以内置くことが出来る。

2 顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べる事が出来るものとする。

4 顧問は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

- 3 理事会を招集する時は、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、開会の日々の7日前までに書面で通知を発しなければならない。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様

とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの開備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認、を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

- 2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

(事務局)

第42条 この法人は、事務を処理するため、事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。

- 2 職員の任免については、会長が理事会の同意を得て行う。
- 3 前2号に定めるもののほか、事務局に関する事項は、会長が理事会の同意を得て定める。

(備え付け帳簿等)

第43条 主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出 に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

## 第11章 雑 則

(委員会)

第44条 この法人は、業務執行上必要に応じ、理事会の議決を得て委員会を設けることができる。

(委 任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、次に掲げるものとする。

会 長	佐 藤 健 正
副会長	白 井 芳 樹
副会長	松 原 悟 朗
- 3 この法人の最初の業務執行理事は、次に掲げるものとする。

専務理事	樋 貝 文 雄
理 事	西 建 吾
理 事	荒 川 俊 介
理 事	古 倉 徹 夫
- 4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。